

議 事 日 程

令和7年9月30日(火)

午後2時開議

諸般報告

- 日程第 1 第64号議案 令和7年度福井県一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 2 第65号議案 令和7年度福井県災害救助基金特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 3 第66号議案 福井県県税条例および福井県核燃料税条例の一部改正について
- 日程第 4 第67号議案 福井県職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について
- 日程第 5 第68号議案 福井県公告式条例の一部改正について
- 日程第 6 第69号議案 福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 第70号議案 外郭団体の健全な運営の確保を図るための議会のかかわり方を定める条例の一部改正について
- 日程第 8 第71号議案 福井県民生委員定数条例の一部改正について
- 日程第 9 第72号議案 損害賠償額の決定および和解について
- 日程第 10 第73号議案 県有財産の取得について
- 日程第 11 第74号議案 県有財産の取得について
- 日程第 12 第75号議案 県有財産の取得について
- 日程第 13 第76号議案 勝山高校特別教室棟リノベーション建築工事請負契約の締結について
- 日程第 14 第77号議案 権利の放棄について
- 日程第 15 第78号議案 令和6年度福井県歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 第79号議案 令和6年度公営企業会計における剰余金の処分および決算の認定について
- 日程第 17 請願第10号 福井アリーナ建設に係る経済界からの支援要請に県として慎重な対応を求める請願
- 日程第 18 予算決算特別委員会の中間報告について
- 日程第 19 第80号議案 福井県教育委員会委員任命の同意について
- 日程第 20 第81号議案 福井県人事委員会委員選任の同意について
- 日程第 21 第82号議案 福井県公害審査会委員任命の同意について
- 日程第 22 第83号議案 福井県収用委員会委員任命の同意について
- 日程第 23 第84号議案 福井県土地利用審査会委員任命の同意について
- 日程第 24 議員の派遣について(北陸3県議会議員研修会および視察)

令和7年9月17日

福井県議会議長
宮本 俊 様

総務教育常任委員会
委員長 力野 豊

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

(知事提出議案)

議案番号	件名	審査の結果
第66号議案	福井県県税条例および福井県核燃料税条例の一部改正について	原案可決
第67号議案	福井県職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について	原案可決
第68号議案	福井県公告式条例の一部改正について	原案可決
第69号議案	福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について	原案可決
第72号議案	損害賠償額の決定および和解について	原案可決
第73号議案	県有財産の取得について	原案可決
第75号議案	県有財産の取得について	原案可決

令和7年9月18日

福井県議会議長
宮本 俊 様

厚生常任委員会
委員長 清水 智信

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

(知事提出議案)

議案番号	件名	審査の結果
第70号議案	外郭団体の健全な運営の確保を図るための議会のかかわり方を定める条例の一部改正について	原案可決
第71号議案	福井県民生委員定数条例の一部改正について	原案可決
第74号議案	県有財産の取得について	原案可決

令和7年9月17日

福井県議会議長
宮本 俊 様

産業常任委員会
委員長 山本 建

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

(知事提出議案)

議案番号	件 名	審査の結果
第77号議案	権利の放棄について	原案可決

令和7年9月18日

福井県議会議長
宮本 俊 様

土木警察常任委員会
委員長 兼井 大

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

(知事提出議案)

議案番号	件名	審査の結果
第76号議案	勝山高校特別教室棟リノベーション建築工事請負契約の締結について	原案可決

令和7年9月25日

福井県議会議長
宮本 俊 様

予算決算特別委員会
委員長 松田 泰典

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

(知事提出議案)

議案番号	件名	審査の結果
第64号議案	令和7年度福井県一般会計補正予算(第2号)	原案可決
第65号議案	令和7年度福井県災害救助基金特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第78号議案	令和6年度福井県歳入歳出決算の認定について	継続審査
第79号議案	令和6年度公営企業会計における剰余金の処分および決算の認定について	継続審査

令和7年9月17日

福井県議会議長
宮本 俊 様

産業常任委員会
委員長 山本 建

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条及び第93条第1項の規定により報告します。

記

請願 番号	件 名	審査結果	経過および 結果の報告
請願第10号	福井アリーナ建設に係る経済界からの支援要請に県として慎重な対応を求める請願	不採択	—

予算決算特別委員会審査報告書

- 1 審査期日および場所
令和7年9月24日（水）、25日（木） 全員協議会室
- 2 出席委員
松田泰典委員長 外34名
- 3 付議事件審査の概要
本委員会は、付議事件である「一般会計、特別会計および事業会計の予算に係る議案に関すること」、「県財政の運営上および県政上の重要な案件」について審査を行った。その審査の過程において、各委員より論及のあった主な内容は、次のとおりである。

（1）アリーナ構想について

県民利用枠の妥当性、利用想定 の妥当性、嶺南地域からの利用促進策、経済界の資金調達見込み、ランニングコストに係る福井市との再協議、駐車場対策、地元要望への対応、将来の社会情勢変化による影響など、多くの委員から様々な論及があった。

これらの論及を踏まえて、委員から、「経済界によるアリーナへの熱意と県全域への効果波及に対する思いを理解するとともに、駅前商業者からの経済効果への期待を認識している。その上で、経済界が責任を持ってアリーナを整備し、運営するとの覚悟を知事が受け止め、この構想を進めたいと判断するのであれば尊重したい」との意見を述べた上で、アリーナの実現に向けた知事の決意をただしたところ、「アリーナ構想は経済界が中心となって、新幹線開業の百年に一度のチャンスを生かすという決意のもとに打ち出し、主体的にやっていく形としていることに敬意を表したい。これは全国でも珍しいモデルケースになると考えている。また、ブローウィンズを中心としたプロスポーツやコンサート、コンベンションなどで多くのにぎわいが生まれて、県民にとって誇りや愛着が湧くような拠点になっていくと考えている。福井商工会議所の会頭も、激化する地域間競争に打ち勝つために挑戦していくとの強い決意を示している。こういった思いに行政としてもしっかりと応えていくことが重要であると認識している。長期的かつ安定的な運営ができるように、これからも県議会の御理解もいただきながら、関係機関と具体的な調整を進めてまいりたい」との答弁があった。

これを受けて、委員からは、「知事の決意は理解した。今議会の議論を踏まえて、今後は経済界および福井市と十分に連携し、課題を一つ一つ克服していくように求めたい。人口減社会に打ちかつたために、魅力的な施設であるとともに、持続可能な施設になるよう、しっかりと進めてもらいたい」との見解が示された。

また、他の委員からは、「福井商工会議所の会頭の言葉はそのとおりであり、行政側が応援していく必要性を理解している。ただし、運営面も含めてまだまだ情報が欲しいので、明らかになってきたことは忌憚なく紹介していただきたい。さらに、福井市は部局横断のプロジェクトチームをつくるとともに、可能な限り公費負担の軽減に取り組むとしており、県としても、こういった動向をしっかりと見極めながら進めていただきたい」との見解が示された。

さらに、他の委員からも、アリーナ構想に関する課題や懸念について県の対応などを確認した上で、「課題や懸念に県として責任を持って対応するのであれば、県都再生のために計画への支援を次の段階に進めることを注意を払いながら見守りたい。やるのであれば最善の結果となるように我々も全力で頑張りたい」との見解が示された。

一方で、他の委員からは、「経済界が8月に計画を示してから、我々も1か月間議論しているが、住民に説明し切れる段階に至っておらず、9月議会で認めることは難しい」との見解が示された。

（2）使用済燃料の乾式貯蔵について

六ヶ所再処理工場が計画どおり竣工しなければ、使用済燃料の搬出が滞ってしまうおそれがあるため、乾式貯蔵施設の事前了解においては、六ヶ所再処理工場の審査状況を見極める必要がある。県は、六ヶ所再処理工場の審査状況について現状をどう評価し、今後どのように確認していくのかとただしたところ、「審査は「説明の全体計画」に沿った形で進

扱っていると認識している。ただし、日本原燃の審査対応について原子力規制委員会から厳しい意見が出ていることを認識していることから、今後もこの審査の進捗状況を注視していく」との答弁があった。

また、関西電力は「2035年末までに搬出を開始できない場合は、既に乾式貯蔵施設に貯蔵している使用済燃料は、使用済燃料プールに戻すこととする」としているが、この行為は地元住民や作業員のリスクを高めるため許容できない。この関西電力の考え方に対する県の所見をただしたところ、「関西電力は、長期保管への懸念を払拭するためにこの考え方を示したと認識している。また、プールでの保管は原子力規制委員会の厳しい審査を経て許可されている上、同じサイト内で使用済燃料をキャスクに入れて、プールに入れるという作業は過去にもかなり行われており、関西電力は作業自体に安全上問題があるとは考えていないと述べている。一方で、立地町の町長や議会から厳しい意見が出ている。いずれにしても、関西電力は、2035年末までに乾式貯蔵施設から中間貯蔵施設に搬出開始することを確実に守る必要があるとともに、立地町の意向を考慮することも必要だと認識している」との答弁があった。

また、他の委員からは、乾式キャスクに移動させた使用済燃料を再びプールに戻すという関西電力の覚悟について、速やかにその内容変更を求め、2035年末までに県外の中間貯蔵施設に搬出できなかった場合は、2021年に示された「原子力発電所を止める」との決意に戻すことを伝えるべきではないかとの意見があった。

これらの論及に対する答弁等を踏まえて、委員から、乾式貯蔵の事前了解について、県は、4項目の対応状況を含め、県議会、立地町、原子力環境安全管理協議会の議論および考えを踏まえて判断するとしているが、いつ、どのような考えで判断するのかとただしたところ、「事前了解までに確認するとしていた4項目の対応状況について、県としても整理しているところである。まず、安全性については、原子力規制委員会の許可を受けて、県の安全専門委員会においても確認している。搬出時期の考え方については、具体的な搬出開始時期や管理の考え方が示された。地域振興については、継続的に資金を拠出する新たな仕組みが提示された。これらについては、立地町からおおむね理解が得られたと認識しており、県としても一定の評価をしている。一方で、六ヶ所再処理工場の審査状況については、技術的な議論が終わり、審査終了の見通しが立つことが重要である。このため、事前了解については、設工認の説明が終了した段階で、事業者から審査対応の状況を確認した上で判断したいと考えている」との答弁があった。

これを受けて、委員からは、「特に、使用済燃料をプールに戻すことについては、安全を最優先すべき電力事業者の考えとしては大きな疑問を抱くとともに、立地の町長から「地元軽視だ」との意見が出ているので、県として関西電力に対して猛省を促していただきたい。その上で、関西電力が示した4項目の対応のうち、原子力規制委員会による厳正な審査、乾式キャスクの具体的な搬出時期の考え方、立地地域の振興や課題解決に向けた取組の3つの項目については、知事の評価に対して一定の理解をしたい。一方で、残るロードマップの実施状況については、その実効性の鍵とも言える六ヶ所再処理工場の設工認の説明が終了した段階で、事業者から審査対応の状況を確認した上で判断するという知事の考えに理解を示したい。立地町の意向を聞くとともに、県としてスケジュールありきでない慎重な判断を行うよう求める」との見解が示された。

このほか、敦賀以西の観光政策、共創会議、介護人材のスポットワーク活用、酒米確保に向けた支援制度、農福連携、インフラ整備の予算確保、教員の産育休の取得促進など広範多岐にわたり、理事者の見解と対応をただした。

以上のとおり、中間報告する。

令和7年9月30日

福井県議会議長 宮本 俊 様

予算決算特別委員会委員長 松田 泰典